

第39回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第39回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	令和元年11月29日(金) 14:00~16:00
場 所	東館3階 大会議室2
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 坂本 幸子 事務局 佐藤副市長 稗田総務部長 坂恵契約検査課長 尾高建築課長 夏川街路樹課長 藪田環境施設課長 北村下水処理場長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人 (一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告 (令和元年度上半期執行分)
- ② 抽出案件
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告 (令和元年度上半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告 (令和元年度第1・2四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和元年度上半期
(平成31年4月1日~令和元年9月30日)
- イ 芦屋市入札状況 不調不落発生件数
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- エ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- 資料(2) 抽出事案①~⑤関係書類(写し)
- 資料(3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表 (令和元年度上半期分)
- 資料(4) 随意契約サンプリング調査結果報告【令和元年度 第1・2四半期】

第39回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和元年度上半期執行分）

（質疑・意見）様々な対策をとられていますが、人手不足や事業者の多忙、利益率等、利益率は適正な積算基準でされている事と思いますが辞退が増えていますね。

（事務局）年々増えています。

（質疑・意見）事務が大変ですね。

（事務局）指名業者数を倍にする等して指名はしておりますが、参加する業者は少なく、聞き取りもしていますが、「繁忙期と重複してしまう」、「他の業務で手がいっぱい」等の理由で難しいのが現状です。

（質疑・意見）市外業者も適宜入れるようにしているのですか。

（事務局）市内業者の数が満たされれば市内業者を指名していましたが、市内業者も多忙で辞退ということが増えており、これまで入札不調にならなかった案件も不調になるようになっておりますので、2回目の入札は市外業者を入れて実施するようになってきています。

（質疑・意見）今までも不調対策をしていますが、改めて問題を解消していくためにどのような対策をお考えですか。

（事務局）指名業者数を増やす、工種を広げる等の対応は今もしております。工事の規模が小さいとの意見も市内業者からありますので、複数の場所で同様の工事をする場合も、1つにまとめて工事をする等、工事担当課と協議しながら対応をしていく事が必要と考えています。

（質疑・意見）芦屋市の場合は、他市と比べてどうですか。

（事務局）他市に確認しましたところ、1社入札を認めている市もありますので件数としては見えておりませんが、実際は辞退する業者が増えていると聞いています。

（質疑・意見）中核市以上のような大きい市はそこまでではないですね。

（事務局）実際に件数を示してもらったわけではありませんが、不調は増えており、対応に困っているとのことでした。

（質疑・意見）ある程度芦屋市の特異性とかを感じることはないですか。

（事務局）やはり、本市は工事の規模が小さいです。市内業者という枠組みの中でも多数の業者を抱えている中核市は、それなりの競争原理が働いているので、その結果、今まで本市の入札に参加してくれていた業者がそちらに流れてしまっているという傾向があります。

（質疑・意見）今以上に増えるとさらに困りますね。その懸念はありますか。どうしても急がないといけないものは随意契約をしているのですか。

（事務局）原則は入札で実施することとしておりますので、理由がない限り随意契約とはなりません。

（質疑・意見）災害があったから繁忙なのかとも思いますが、それが毎年になると普通になりますね。

（事務局）今、どの自治体も雨水管が古くなってきており対策をとっているところなので、ここ数年は増えるかもしれませんが、一定の修復ができれば少し落ち着くのではないかと思います。どこまで続くのかはわかりません。

（質疑・意見）指名競争入札では10社前後が指名されていますが、実際に入札している業者に限られるのは、工事になじまない業者を指名しているからではないですか。指名はする

けれども過去3～5年の間に1度も入札に参加していないような業者がいるのではないですか。

(事務局) もしかすると一部あるかもしれませんが、その業者が過去に本市の入札に参加しているかを、絞り込みの条件の中に含むということは困難と考えます。辞退をした業者であっても、今後入札を希望して業者登録を行っているので、その業者を排除して指名することはできません。

(質疑・意見) それはできないですね。

(事務局) 指名業者を増やすことは辞退率を引き上げることに繋がっております。待てばもっと大きな工事がくるのであれば、本市のようなスケールの小さい工事には応札いただけない点が悩ましいところです。

(質疑・意見) 人手不足はわからなくもないですね。ただ、利益率が低いかどうかに関しては理解しにくいところですね。2回目3回目と何度も入札をしないといけないのは困ったことですね。

(事務局) 2回目3回目をしないように指名業者を多くしているのですが、それでも不調になるケースがあります。

(質疑・意見) この前もお聞きしましたが、その時に予定価格を引き上げるといったように条件を変えることができるのですか？

(事務局) 最初に発注している工事の設計が適切でなかったわけではないため、設計を見直さず予定価格を引き上げるといったことはしていませんが、必要に応じて仕様を見直す等をしています。

(質疑・意見) 予定価格をオーバーして入札している案件は今まであまりなかったですよ。

(事務局) 業務委託は予定価格が非公表なので、今までも同じようなケースはありますが、少し増えてきている印象はあります。

(質疑・意見) 人件費の上昇傾向も影響しているのかもしれませんがね。

(質疑・意見) 大型工事である芦屋市立精道中学校建替工事は、条件付き一般競争入札で2社のみの参加ですか。

(事務局) 本工事は金額的には大きいですが、生徒がいる中での工事になりますし、工期が3年となり、3年間で分割すると金額が小さくなってしまいます。

(質疑・意見) 安全対策も必要であり、負担が大きいということですね。

(2) ① 芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設 I 系幹線他穴あき補修工事

(事務局) 廃棄物運搬用施設は、関西エリアでは大阪市の南港にありましたが、平成31年3月末で廃止されておまして、関東では千葉県や新潟県の長岡市等、数か所で運用されています。本市では市域約42,000世帯の内7,000世帯程度に利用いただいています。パイプラインは、臨港線より南側の埋め立て地の芦屋浜と南芦屋浜で採用しているごみの収集方法なのですが、古いところは昭和54年からの運用です。老朽化もかなり進行していますので更新する時期が近づいてきており、非常に多額の費用がかかるということで大きな課題として捉えています。今後どのようにしていくかを何年も前から検討しており、廃止の方向となっています。利用者がかなりたくさんいらっしゃるのので、数年をかけて利用者の方と話し合ってきました。利用者の方にも課題を理解していただ

き、一緒に課題を解決するというので進んできました、昨年の12月議会で住民の方と一緒に運用年数を決めました。昨年の12月の時点で、芦屋浜は今後15年から20年の間に順次廃止していき、南芦屋浜は新しい街ですので、30年間は運用し、その後順次廃止していく方向です。現在ですけれども、運用年数は決まりましたが、それでも設備が古く、使っていくことが難しいので、今でも毎月のように住民の方と話し合いをし、安定的に使っていくにはどうすればよいか、税金ですので、できるだけお金をかけないようにするにはどうすればよいかを話し合いながら進めております。パイプラインを利用している住民の方との話し合いを今後も15年、20年、30年と続けていこうと考えております。

(質疑・意見) 芦屋市の大きな課題の一つですね。

(質疑・意見) 受注者が機械を製作していた会社ですか。

(事務局) 当初パイプラインの機器製作をした会社から事業譲渡を経て、現在は同社となっております。

(質疑・意見) 同社と他1社が応札をしていますが、複数入札となって競争性が発揮され、もう少し入札価格が下がるのかとも思いました。

(事務局) この工事に関しては過去から入札を実施していましたが、参加業者が同社のみで、なかなか成立しなかったのですが、数年前に他1社が参加され、その年はその者が落札をしております。その次の年は同社が落札しまして、この2社で競争している状況です。

(2) ②市立山手小学校給食室他空調設備改修工事

(質疑・意見) 指名業者数16社というのは上限ですか。

(事務局) この倍の業者を指名した案件もあります。ですが、同時に4件同種の工事があったため分けて指名したのですが、本件はこのような結果になりました。

(質疑・意見) 16社指名して入札したのは2社ですか。

(事務局) 入札を2回に分け、それぞれ2件ずつ入札を行い、応札機会を増やしましたが、このような結果になっています。

(質疑・意見) この工事が初日の開札ですか。

(事務局) はい。この日に2件、それぞれ時間をずらして入札を実施しています。

(質疑・意見) 打出浜小学校の案件も同じ業者を指名しているのですか。

(事務局) 別の業者を指名しています。そちらの入札は、16社指名して半分の入札がありました。

(質疑・意見) 山手小学校の案件の方が金額が大きいのに落札率が高いので、審議案件として抽出しました。入札参加業者が山手小学校の案件より打出浜小学校の案件の方が多いのはどういうことが考えられますか。

(事務局) 本市の工事は他と比べてスケールが小さいため、小さい規模の業者の方が参加し、大きい業者の方が参加してこないという傾向はあります。

(質疑・意見) 小さい規模の業者を山手小学校の案件にあてるというのはできなかったのですか。

(事務局) 金額に応じて指名の順番を変えることはなく、恣意的にならないよう、常に一定のルールで指名をしています。

(質疑・意見) わかりました。これだけ指名して辞退が多いと、競争性が発揮できなくなります

ね。

(事務局) 指名業者数の下限は公表されておりますが、指定数以上の業者数を指名しておりますし、業者は何社指名されていて、そのうち何社参加するかはわからず入札に参加しているため、競争性自体は問題ないと考えます。

(質疑・意見) 最低制限価格以下の業者がいるのはなぜですか。

(事務局) 機器費は業者が得意としているかによって、仕入れ値が安くできる、在庫がたくさんある等、積算の金額は変わってくるかと思えます。業者のほうが安かったものと考えます。

(質疑・意見) 業者も最低制限価格のことは意識されていますよね。

(事務局) 算定式は公表されていますので、想定していると思えますが、機器費の割合が高い案件については積算が難しくなると考えられます。

(2)③芦屋下水処理場 清掃業務委託

(質疑・意見) ほぼ人件費かと思うのですが、積算額と応札額が乖離しているのは問題ないのでしょうか。

(質疑・意見) 1年間でこの金額ですよ。一定の業務はできるのですか。

(事務局) 出来ています。床と衛生器具の清掃を平米数で積算しております。

(質疑・意見) 一昨年度とは違う業者ですか。

(事務局) 同じ業者が落札をしており、場内をよく把握しているのがコストダウンにつながっていると考えます。

(質疑・意見) 業務や場内を分かった上での入札金額なのですね。

(2)④阪急以北公園・街路剪定除草業務委託

(質疑・意見) 懸案事項のある業務について競争性だけではなく市民生活に影響を与えないように公共性、安全性を踏まえて改善していくということですね。阪急以北の範囲はこれだけあるのですか。

(事務局) はい。阪急以北の公園や、街路樹課が除草剪定している場所を記載しております。

(質疑・意見) 一度の契約で3年間のような複数年契約は考えているのですか。

(事務局) 今まで検討したことはございません。

(質疑・意見) 今後も色々な観点から改善をお願いします。

(2)⑤芦屋市立精道中学校建替工事監理業務委託

(質疑・意見) 受注者は、基本設計及び実施設計を委託しているのですよね。だから施工監理も同じ業者にしてもらおうという例は今までもあるのですか。

(事務局) 本市においてはこれまでもそのような対応をしております。

(質疑・意見) 設計をした段階から施工監理を行うことがわかってくるのですか。

(事務局) 以前、実施設計の段階で施工監理があると分かっているのであれば、合わせて発注する方法もあるし、国では監理は別の業者がやっているのも別の業者が施工監理をしても問題ないとの指摘もありましたが、現実としては同じ業者に依頼しています。

(事務局) 過去において常に同様に扱ってきたという訳ではありませんが、別の業者に管理させると、トラブルが生じる可能性が高いという認識です。

(質疑・意見) 基本設計及び実施設計業務はいつ頃ですか。

(事務局) 平成29年度に契約しております。

(質疑・意見) 実施設計は今年ですか。そんなに時間がかかるのですか。

(事務局) 実施設計は基本設計の後です。基本構想の公募型プロポーザルを平成28年度に実施しております。

(質疑・意見) 基本構想は基本設計のことですか。

(事務局) 基本構想は基本設計の前段階に行うもので平成28年度に公募型プロポーザルで選定した業者に基本構想、基本設計及び実施設計をしていただきました。

(質疑・意見) 設計した業者が施工監理もするのですね。ただ、そうでもないという意見もありますよね。

(質疑・意見) 他の自治体でも同様の議論があります。実態としてはよくわかるのですが、それが随意契約の理由として成り立つのかという点です。設計の段階のところを現実化するのに支障がないことはいいことだとは思いますが、随意契約の要件として本当に満たしているものなのか疑問に残るところです。

(質疑・意見) 設計業務と施工監理は一体のもののような気もしますし、分けて考えるのも筋なのかとも思いますし、難しいところです。

(質疑・意見) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で当てはまるかどうかも含めて随意契約は基本的に例外という意味で、随意契約とすることの根拠、手順や安全性、効率性の説明をより詳しく選定理由として書かれるのはどうですか。

(事務局) 選定委員会の中ではご指摘をいただきながら検討、議論をしていただいております。公表する内容ですので、文書の細かな内容までを選定委員会で確認、指摘をし、修正するまでの時間はございませんので、委員会の中では議論をしていただき、定型的な文章に整え、公表という形をとっております。

(質疑・意見) 選定委員会で様々な意見があったのですね。

(事務局) 毎回あります。ただ行き着く先は、近隣住民との関係、この中学校でしたら歴史的な経過もあり、一番分かっているのは職員ですが、かつて直営でやっていた時代から職員数が減ってきました。一に優先すべきは安全性と設計意図になるのだと思います。そのためには現場において、地域住民と関係を作ってきた人間となりますので、それをどう文章で表現すればよいか難しいところではあります。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（令和元年度上半期執行分）

特になし

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告（令和元年度第1四半期・第2四半期調査分）

(質疑・意見) 年間契約における人件費相当分の支払い時期の適切化について指導したとの事ですが、受注者から何か話があったのですか。

(事務局) 受注者からは何もありません。決裁と契約書を見て次回から直すように指導しました。

(5) その他

(事務局) これまで水道と病院では、入札監視委員会を設置しておらず、昨年議会から指摘がありました。今後は水道と病院も含めて入札監視委員会で審査をお願いできないでしょうか。これまでよりボリュームが大きくなるので来年度の入札監視委員会から審査の対象としていただけたらと思いますのでご承認よろしく申し上げます。

(質疑・意見) 他の市はやっていないですか。

(質疑・意見) やっているところもあります。

(質疑・意見) いいですよ。病院は少ないですね。大きな工事はないですか。

(事務局) 大きな工事はありません。ご承認いただき、ありがとうございます。